

○小値賀町耐震・安心住まいづくり支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 耐震診断支援事業（第3条—第10条）
- 第3章 耐震改修計画作成支援事業（第11条—第16条）
- 第4章 耐震改修工事支援事業（第17条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条—第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、戸建木造住宅の所有者に対し、町が予算の範囲内において、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事の実施を住宅・建築物耐震改修等事業による補助金及び地域住宅交付金に基づき、支援することにより、地震に対する住宅の安全性の確保の促進に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、小値賀町補助金等交付規則（昭和57年小値賀町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された戸建木造住宅（延べ面積の過半数の部分が、住宅の用に供されているものに限る。）
- （2）耐震診断 （財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」に基づき実施する診断
- （3）耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための改修計画
 - ア 住宅の構造耐力上主要な部分
 - （ア）耐震診断の診断表により求められた総合評価のうち、上部構造評点が1.0以上のもの
 - （イ）地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの
 - イ 敷地、非構造部材
 - （ア）屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの
 - （イ）ブロック塀や門柱等が、地震の震動や衝撃で倒壊することで、人に危害を与えないもの
- （4）耐震改修工事等 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修工事（当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）又は、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）、公的機関等により性能試験等を行い、安全性の確認を行った耐震シェルター等又はその他町長が認めるものを設置する工事

- (5) 耐震診断士 一般社団法人長崎県建築士事務所協会（以下「協会」という。）作成の「長崎県木造住宅耐震診断士名簿」に登録されている者のうち長崎県知事（以下「知事」という。）が認める講習会に参加した者

第2章 耐震診断支援事業

(対象住宅)

第3条 この要綱に基づき耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う住宅（以下「対象住宅」という。）は、戸建木造住宅で、次のいずれの号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 旧基準木造住宅又は町長が別に定めるもの
- (2) 階数が3以下のもの
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅
- (4) 混構造にあっては、立体的な混構造に限り、その木造部分に限る。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、本町内に対象住宅を所有し、現に居住するものとする。

(申込み手続と実施の決定)

第5条 この要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者（以下「申込者」という。）は、小値賀町木造住宅耐震診断申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を2部、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申込書の提出があった場合には、申込書1部を知事に送付するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により申込書の提出があった場合には、申込書の内容を確認し、耐震診断の実施を決定したときは、当該申込者に対して小値賀町木造住宅耐震診断選定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(申込みの変更・中止)

第6条 申込者は、前条の規定による申込書の内容の変更又は中止する場合には、小値賀町木造住宅耐震診断変更（中止）届出書（様式第3号。以下この条において「届出書」という。）を2部、町長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により届出書の提出があった場合には、前条第2項を準用するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により届出書の提出があった場合には、速やかに、協会に通知するものとする。

(耐震診断士の派遣と診断の実施)

第7条 町長は、第5条第3項の規定による決定をした場合は、速やかに協会に対し、耐震診断士の派遣の要請を行うものとする。

- 2 協会は、前項の規定により派遣の要請を受けた場合は、申込者に対して木造住宅耐震診断士派遣連絡書（様式第4号）及び耐震診断に係る納付書を送付するものとする。
- 3 協会により選定された耐震診断士は、遅滞なく耐震診断を実施しなければならない。

(自己負担額)

第8条 第5条第3項の規定により、小値賀町木造住宅耐震診断選定通知書（様式第2号）を受けた申込者は、第7条第2項の規定に基づき送付された納付書により、当該耐震診断を実施する日までに診断経費の一部（23,000円）を支払うものとする。

(完了実績報告)

第9条 協会は、第7条による耐震診断の実施結果について、遅滞なく、町長に木造住宅耐震

診断報告書（以下「報告書」という。）を3部提出するものとする。

- 2 町長は、前項により提出された報告書について、協会又は耐震診断士に対して必要な指示ができるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により報告があった場合には、報告書1部を知事に送付するものとする。
- 4 町長は、報告書の診断結果が適当と認めたときは、報告書を1部申込者に交付するものとする。

（守秘義務）

第10条 耐震診断士は、木造住宅耐震診断支援事業（以下「耐震診断支援事業」という。）に関し職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）当該耐震診断支援事業に関し、申込者に対して、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- （2）当該事務に関する処理を他のものに委託又は請け負わせること。
- （3）その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

第3章 耐震改修計画作成支援事業

（補助対象計画）

第11条 小値賀町耐震・安心住まいづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる耐震改修計画は、第7条の規定により実施した耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅（以下「補助対象住宅」という。）について、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士により作成される耐震改修計画とする。

（補助金の額）

第12条 耐震改修計画作成した補助対象住宅の所有者は、補助対象住宅の耐震改修計画作成に要した費用の額の3分の2以内（当該額が7万円を超える場合には7万円）の助成を受けることができる。

（補助金の申請及び決定）

第13条 申請者は、小値賀町木造住宅（耐震改修計画作成・耐震改修工事等）補助金交付申請書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて2部、町長に提出するものとする。

- （1）耐震改修計画作成の見積書
- （2）耐震診断結果資料
- （3）その他必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請があった場合において、申請書1部を知事に送付するものとする。

3 町長は、第1項の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められた者に対して、小値賀町木造住宅（耐震改修計画作成・耐震改修工事等）補助金交付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。この場合、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

（計画作成の中止）

第14条 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「計画交付決定者」という。）は、耐震改修計画作成を中止しようとするときは、小値賀町木造住宅（耐震改修計画作成・耐震改修工事等）事業中止届出書（様式第9号）2部を、町長に提出するものとする。

2 前条第2条の規定は、耐震改修計画作成の中止届について準用するものとする。

(計画作成の完了届・請求書)

第15条 計画交付決定者は、耐震改修計画作成が完了したときは、小値賀町木造住宅（耐震改修計画作成・耐震改修工事等）事業完了届出書（様式第10号）2部、小値賀町木造住宅（耐震改修計画作成・耐震改修工事等）補助金交付請求書（様式第11号）1部を、次の各号に掲げる書類を添えて2部、町長に提出するものとする。

- (1) 耐震改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）
- (2) 耐震改修計画の内容を示す平面図その他の図面
- (3) 耐震改修計画作成に係る経費の領収書又は請求書の写し
- (4) その他必要と認める書類

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による完了届について準用するものとする。

(計画作成の完了確認)

第16条 町長は、前条第1項の規定による完了届を受理した場合には、当該計画がこの要綱の規定に適合しているかを確認するものとする。

2 町長は、当該耐震改修計画の内容がこの要綱の規定に適合していないと認めた場合は、決定通知者に対して、検査結果不備事項通知書（様式第12号）により通知したうえで、是正を指導するものとする。

第4章 耐震改修工事等支援事業

(耐震改修工事等支援事業)

第17条 町長は、この要綱により耐震改修工事等補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から申請があった住宅について、町長が別に定める者により耐震改修工事（以下「工事」という。）を行わせる場合に補助金を交付するものとする。

(補助額)

第18条 住宅の耐震改修工事等の補助金の額は、対象住宅の耐震改修工事に要した費用の額の2分の1以内（当該額が60万円を超える場合には60万円）又は、対象住宅への耐震シェルター等を設置した工事に要する費用の額の3分の2以内（当該額が30万円を超える場合には30万円）とする。

(申請手続及び交付決定)

第19条 申請者は、小値賀町木造住宅（耐震改修計画作成・耐震改修工事等）補助金交付申請書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて2部、町長に提出するものとする。

- (1) 耐震改修工事等の概要書（仕様書、補強計算書又は評価書、性能試験結果等）
- (2) 工事等の内容を示す平面図その他図面
- (3) 工事費等の内訳書
- (4) 工事等予定箇所の写真
- (5) その他必要と認める書類

2 前項第1号に規定する耐震改修計画概要書及び前項第2号に定める図書は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が作成したものとする。

3 町長は、第1項の規定により申請があった場合において、申請書1部を知事に送付するものとする。

4 町長は、第1項の規定により申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めた者に対して、小値賀町木造住宅（耐震改修計画作成・耐震改修工事等）補助金交付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。この場合、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(工事の変更)

第20条 申請者は、計画の変更を行う場合には、小値賀町木造住宅耐震改修工事等事業計画変更承認申請書(様式第7号)に別に定める書類を添えて2部、町長に提出するものとする。

2 前項の規定により、計画の変更を行う場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとする。

3 町長は、第1項の規定により申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、小値賀町木造住宅耐震改修工事等事業計画変更承認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(工事の中止)

第21条 申請者は、工事の中止をしようとする場合には、小値賀町木造住宅(耐震改修計画作成・耐震改修工事等)事業中止届出書(様式第9号)2部を提出するものとする。

(完了届・請求書)

第22条 申請者は、工事を完了したときは、小値賀町木造住宅(耐震改修計画作成・耐震改修工事等)事業完了届出書(様式第10号)を2部、小値賀町木造住宅(耐震改修計画作成・耐震改修工事等)補助金交付請求書(様式第11号)1部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 工事等実施の内容を示す図面

(2) 工事等に係る代金の領収書又は請求書の写し(工事別に記載すること。)

(3) 改修等実施個所の写真

(4) その他必要と認める書類

(完了確認)

第23条 町長は、前条の規定による完了届を受理した場合には、当該工事等がこの要綱の規定に適合しているかを確認するものとする。

2 町長は、工事等の内容が適当と認められた場合は、申請者に対して、請求に係る補助金を交付するものとする。

3 町長は、当該住宅改修工事等の内容がこの要綱の規定に適合していないと認められた場合は、決定通知者に対して、検査結果不備事項通知書(様式第12号)により通知した上で、是正を指導するものとする。

4 町長は、第1項又は前項の規定により確認又は是正を指導する場合に、知事に対して立会及び意見を求めることができるものとする。

(交付の取消し)

第24条 町長は、補助金の交付の決定をした者が、この要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

第5章 雑則

(意見の聴取及び立入調査)

第25条 町長は、この要綱に定める事項について、必要がある場合は、協会及び申請者に対して意見の聴取及び対象住宅への立入を行うことができるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。